

太子町社会福祉協議会個人情報保護規定 訪問介護事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

太子町社会福祉協議会個人情報保護規定第5条の規定に基づく、訪問介護事業（以下「本事業」という。）にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次のとおりである。

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>次の各書類に記載した事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訪問介護計画書 (2) サービス提供票 (3) 緊急連絡票 (4) 日報 (5) 苦情事故報告書
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>訪問介護事業（以下、「本事業」という。）を適正かつ円滑に行い、本事業を受けることを希望する者の介護保険サービス及びその他福祉保健サービス等の利用の促進を図ることを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピューターに入力し上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内部での利用 <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成 ・サービス調整 等 (2) 外部への提供 本事業利用者に内容について事前に同意を得た上で行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの種類及び内容を調整するために、医師、訪問介護員、サービス提供責任者、介護支援専門員、訪問看護師を構成員とする担当者会議に訪問介護計画書（案）を提出する。 ・サービスの実施を効果的にすすめるために、本事業利用者にサービスを提供する事業者に訪問介護計画書を提供する。
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者が、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、本事業担当者以外には、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	<p>北澤 邦子</p>
<p>本事業における苦情対応担当者</p>	<p>北澤 邦子</p>